

○長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例

令和5年10月6日

条例第43号

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項及び第3項の規定に基づき、本市における幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下単に「認定こども園」という。）の認定の要件を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の定めるところによる。

(認定こども園の認定の要件)

第3条 次条から第6条までに定めるもののほか、法第3条第1項及び第3項の規定により条例で定める認定こども園の認定の要件は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号。以下「告示」という。）に定める要件（告示第4の1及び第8に規定する要件を除き、告示の改正に際し定められた経過措置に規定する要件を含む。）とする。

2 前項の場合において、告示第2の2中「35人」とあるのは「30人」と、告示第3の2中「を併有する者であることが望ましいが、幼稚園の教員免許状及び保育士の資格を併有しない場合においては、そのいずれかを有する者でなければならない」とあるのは「のいずれも有する者でなければならない。ただし、市長が別に定める要件に適合する者は、この限りでない」とする。

(暴力団員等の排除)

第4条 認定こども園の設置者の役員及び認定こども園の長は、長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第12条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であつてはならない。

2 認定こども園は、長崎市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

(施設設備)

第5条 法第3条第3項の幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建

物及びその附属設備（以下「建物等」という。）を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置しなければならない。ただし、当該建物等を同一の敷地又は隣接する敷地内に設置することが困難な場合であつて、市長が別に定める要件を満たすときは、この限りでない。

（管理運営等）

第6条 認定こども園の管理運営等に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行うこと。
- (2) 安定的かつ継続的な運営を確保すること。
- (3) 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育時間は、原則として、1日につき8時間以上11時間以下として、認定こども園の長により、子どもの保護者の労働時間、家庭の状況等を考慮し定められていること。
- (4) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定められていること。
- (5) 子どもの年齢構成、障害のある子どもへの対応等を考慮し、必要に応じ、適切な人員を配置する等、適切な管理運営を行うこと。
- (6) 保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、十分な情報開示を行うこと。
- (7) 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えること。
- (8) 認定こども園において、子どもに負傷その他の事故が発生した場合の補償を円滑に行うことができる体制が整備されていること。
- (9) 苦情解決の仕組みを整えるとともに、自ら又は外部の者による評価を行い、その結果の公表、活用等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。
- (10) 特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、本市との連携を図り、その受入れに適切に配慮すること。
- (11) 認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。
- (12) 本市及び教育委員会と十分な連携を図ること。

（委任）

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

